

郵便法は第1条で「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」と定めています。国民のインフラとして、誰でも、どこに住んでいても、サービスの利用を可能とすることが公的な責務となっているわけです。これがユニバーサルサービス義務といわれています。2012年の民営化法の改正は、郵便のみならず貯金や生命保険も一体的に利用できるよう、日本郵政および日本

## やさしい**経済学**

### 公共政策を考える

#### 第4章 郵政民営化の意味

早稲田大学教授 川本 裕子

郵便に郵便局ネットワークの維持を求めました。ユニバーサルサービス義務が金融サービスや郵便局の維持にも「拡大」されたのです。

問題は義務を果たす上での費用負担のあり方です。ユニバーサルサービス費用の負担を日本郵政に課すことにより政府が同社に競争上の特別の

保護を与え、同社の株式の大量保有を続けることにつながる可能性ががあります。そうなれば「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進」

するという民営化の基本理念（民営化法第2条）と矛盾することになりかねません。

総務省の試算では、郵便業

## 「全国一律」維持費が課題

務の14年3月期のユニバーサルサービス維持費用が1873億円でした。日本郵便の14年3月期の営業利益470億円と比べて大変大きな数字であるといえます。

地方における人口減少、IT（情報技術）の進展による国民の通信ニーズの変化や、他の事業者によるサービス可能性の拡大などを踏まえると、費用試算の前提となる郵便局ネットワークのあり方について、もう一度精査する必

要があります。費用負担方式も他の民間事業者と公平対等な競争が可能となるよう、より透明でわかりやすい制度を検討していくべきでしょう。

12年の法改正により金融事業にもユニバーサルサービス義務がかけられたのは国際的にも異例なことです。その企業価値への影響は今後の市場で問われ続けるでしょう。郵便局ネットワークを民間金融機関に開放するなどの方策も必要になるかもしれません。